

平成26年6月23日  
午前10時開議  
議 場

1. 議事日程（第22日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第47号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
2. 陳情第 6号 谷地区生活排水路整備に関する陳情書

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第47号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
2. 陳情第 5号 大手原区の市道の舗装についての陳情書（継続審査）

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第46号 上天草市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第47号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
3. 議案第48号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
4. 議案第49号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第50号 平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議案第47号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第51号 財産の取得について

日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 同意第 3号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員長報告

日程第 9 発議第 1号 公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議

日程第10 発議第 2号 収賄事件真相究明特別委員会の設置について

日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長 堀江 隆臣

1番 嶋元 秀司

2番 切通 英博

3番 平田 晶子

4番 何川 雅彦

5番 田中 辰夫

6番 宮下 昌子

7番 西本 輝幸

8番 高橋 健

9番 小西 涼司

10番 島田 光久

11番 新宅 靖司

12番 田中 万里

13番 園田 一博      14番 桑原 千知      15番 渡辺 勝也  
16番 田中 勝毅      17番 津留 和子

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	静谷 正幸	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	川端 義孝
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	市長公室長兼総務課長	村川 和敬
会計管理者	井上 和男	水道局長	藤島 幸治
財政課長	坂田 結二		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

---

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

報道機関より写真撮影の申し出がっておりますので、これを許可しております。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(何川 雅彦君) 皆様、おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は、執行部提案の追加議案3件と発議2件の取り扱いと、議長諮問についてです。追加議案は、議案第51号、財産の取得について、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、同意第3号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての3件です。発議は、発議第1号、公共事業発注における行政のコンプライアンス

に関する決議の提出について、発議第2号、収賄事件真相究明特別委員会の設置についての2件です。

提案理由などの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略して審議、採決することに決定いたしました。

議長諮問事項は、人事に関する議案の審査を行うときの説明資料として、顔写真提出の要求を行うかについてでございました。採決の結果、要求をしないことに決定し、その旨議長に答申を行いました。ただし、委員の中からの意見として、議案の提出を議員が検討できる期間を持ってほしいとの意見が大勢を占めたことを申し添えておきます。

以上が、議会運営委員会の結果でございます。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。  
市長から、発言の申し出がございましたので、これを許します。  
市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 議長のお許しをいただきましたので、元建設部長の一連の事件に関しまして、私から報告させていただきたいと存じます。

去る6月16日、一連の贈収賄事件の初公判が開かれ、当該元職員は起訴内容を全面的に認めていることが判明いたしました。このことは、これまで私どもが当該元職員から受けていた説明と相違するものであって、まことに遺憾であるとともに、公判における当該元職員がなした行為に対して強く憤りを感じる次第であります。

公判によれば、当該元職員は建設部長または担当課長という立場を悪用し、受注機会がふえれば金銭の貸借が容易に行えると考え、市発注先である吉田組の被告人、吉田氏と飲食を通じて癒着し、無担保無利息でみずから金銭の借り入れをなしたものであります。このことは吉田氏弁護人の言葉からも、立場を悪用したゆすり、たかりであるとともに、市の指名委員会においては吉田組が落札しやすいよう、当該元職員に便宜を図る意図があったことも判明しております。市職員として公正な執行を害し、公務の公正中立性を著しく低下させたものであり、改めて強い憤りを感じております。

また、公判での証言を受けて、当市としましても、改めて疑義を関係者から確認いたしましたところであります。

まず、大道港区浮棧橋整備工事指名に際し、当該元職員から元監理課長に対し働きかけがあり、組織的な犯行であったかについては、元監理課長としてそのような認識はなく、条件を満たす企業から慣例により8社を選定したと認識しており、当該元職員の不当な意図やもくろみに気づくことなく、通常の事務作業により予備指名案を作成したとのことであります。

次に、他の職員における接待や金銭の授受については、関係職員に聞き取り調査を行ったとこ

ろ、本市職員の中で接待を受け金銭を受け取った者はおらず、被告人である吉田氏の弁護人に確認したところ、公判での証言は、本市職員ではなく他の職員であることを確認いたしました。

なお、本市の指名委員会は他の自治体と同様の仕組みで機能しており、制度上、委員の大多数が不正にくみしない限り、組織的犯罪である官製談合は成り立ちません。今回の事件は、確かに当該元職員が便宜を図る意図があったことは供述により判明していますが、指名委員会が当該元職員と結託し、組織的・複合的に関与したのではなく、あくまで当該元職員個人の倫理観欠如により発生した事件であったと認識しております。

今後、市議会におけるコンプライアンス調査特別委員会からの提言を受けるとともに、上天草市収賄事件等再発防止検討委員会において、現在、職員倫理と入札契約制度の調査・検証を行っており、再発防止策を徹底して、二度とこのような事件が発生しないよう、全力で取り組む所存であります。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** それでは、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

#### 日程第1 総務常任委員長報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）ほか1件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

**○総務常任委員長（桑原 千知君）** 皆さん、おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月17日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査を行います前に、陳情第6号、谷地区生活排水路整備に関する陳情について、大矢野町谷地区にある陳情箇所の現地踏査を行い、担当課からの説明を受けた後、委員会室にて委員会を再開し審査を行いました。

初めに、議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の所管部門についてでございますが、まず、総務企画部所管について、委員から番号制度システム改修業務委託料に関して、番号制度の今後のスケジュールについて伺いたいとの質疑があり、執行部から、大きな流れとして、平成27年の10月から住民票を有する全員に12桁の個人番号の付番を、法人などには13桁の法人番号が付番され、平成28年1月から制度の運用開始という流れになる。また、運用開始1年後をめどに、国と市町村のデータ連携や市町村同士のデータ連携に発展して

いくことになるとの答弁でありました。

これを受け、委員から、一般市民レベルではどのような手続などが必要になるのかとの質疑があり、執行部から、現時点で公布されている関係法令や政省令においては、細かな内容まで決まっていないが、特段の手続は発生しないと伺っている。市民へのメリットとしては、この番号制度を導入することで、各申請等の際の手続の負担軽減や、本人確認の簡素化といった利便性の向上が期待されているとの答弁でありました。

また委員から、質疑でも取り上げられていた地域イベント助成事業交付金に関しては、Y O S A K O I ハイヤ祭りに対しての助成金であるとの答弁であった。昨年は五橋祭と同じ日に市内五つの会場でハイヤ祭りが行われているが、イベントが分散し過ぎており、例年に比べ、五橋祭自体の集客やにぎわいに多少なりとも影響があったのではないかという声も聞いている。今後の日程調整はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は五橋祭の前夜祭と祭り当日に分け、さんば一を起点に市内7会場にて開催されると伺っているが、五橋祭そのものの日程に関しては、企画政策課で調整をしているわけではない。しかしながら、本市の一大イベントである五橋祭を盛り上げ、多くの集客を得るために、主催者や各団体等が協力し合い、よりよいものにして構築することが重要であることから、助成団体へも共通の認識を持つよう注意喚起してまいりたいとの答弁でありました。

市民生活部所管については、特に質疑はございませんでした。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号、谷地区生活排水路整備に関する陳情書についてでございますが、まず、執行部としての見解を伺ったところ、担当課から、陳情箇所は旧大矢野町時代において整備済みではあるものの、新興住宅増加等による生活雑排水の増量等により、生活環境が著しく悪化している状況から、現状を改善する方法として、排水勾配を確保する工法について建設課と協議を行っているとのことでした。

委員から、本陳情箇所については、現地踏査及び担当課の説明から、何らかの対策を講じる必要があると理解している。しかしながら、地元区長は現地踏査時に下流側の法定外公共物と市道沿いの側溝に関しても話をされており、建物下の水路を民有地へつけかえる際の用地代と工事代は地元で負担するという内容であった。市道沿いの側溝等についても、今後、流量に見合った改良が必要と思われるため、地元に対し、陳情書を提出するよう促してよいのではないかと意見がありました。

また、委員から、現地踏査時に地元区長の話聞く中で、上流部分と下流部分とで所管する部も分かれており、その取り扱いや見解も異なることは理解するが、地元に対しての真摯な説明が不足しているのではないかと感じた。執行部においては、関係部署との横の連携も密にしながら、誤解のない説明を、今後、徹底していただきたいとの要望がありました。

これを受け執行部から、関係各課との協議を進めながら、誤解のない説明を心がけ、真摯に対

応してまいりたいとの答弁がありました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく採択とすることに決定いたしました。

最後に、天草エアラインの機体更新に係る状況について、執行部より報告がありました。

今回の説明の趣旨は、新聞紙上での報道や天草市議会での予算審議などの動きを踏まえ、エアラインの機体更新の現状について議会と執行部が情報を共有することとして、本委員会に報告されたものです。

執行部からの報告内容の要旨は、平成12年3月に就航した機体の老朽化や2009年の現有機の生産中止に伴うメーカーサポート体制の弱体化等による機体の更新について、県、関係2市1町、天草エアラインで事務的に検討がなされた。検討に当たっては、現有機より若干大型化した新造機、現有機より小型化した新造機及び現有機と同型機の中古機購入の3パターンで検討を行った結果、導入コストは約20億円で最も高額ではあるものの、運航時の優位性が高いと認められ若干大型化した新造機に更新することと事務的に整理がなされた。

また、県が考える県と地元自治体の経費分担について、現有機の購入に際しては、県が約25億円の全額負担を行ったが、今回の機体更新に当たっては地元負担とし、県は主に空港の整備、維持を行うこととし、機体購入費を負担する意思がないこと。この県の考え方は、今後15年間の天草エアラインそのものにかかる経費と、天草空港整備等の附帯的な経費を合算した場合の県と地元の割合は3対1になること。

加えて、天草市では、6月補正予算で機体更新の前払い金として約2億6,000万円を予算計上するとともに、その他約18億円については債務負担行為を設定することとし、予算計上したが、天草市から本市に対して、費用負担についての正式な依頼はなされておらず、負担することを認めた事実もない、白紙の状態であるということ。

そのため執行部としては、今後、天草エアラインがもたらす本市への裨益等を勘案した上で、経費負担の可否を検討することが先決であり、その検討結果が負担やむなしとなった場合に、次の検討段階である負担割合等の議論に入ることができると認識しているとの説明がありました。

これを受け委員から、現在の上天草市民の利用者数について伺いたいとの質疑があり、執行部から、天草エアラインでは統計データを把握していないため、過去に実施された「1,000円」キャンペーンの応募状況から類推した場合、本市の応募者は全体の約3.4%であったことから、平成25年度の年間利用者数は、全利用者数約7万6,000人余りに対して、2,500人から2,600人程度になると推計されるとの答弁でありました。

また、委員から、本市は機体購入に関する負担も了承していない、負担割合についても協議がなされていないという状況の中、天草市議会においては予算案が議決されれば機体が発注されるとのことである。発注したから負担をしてくださいとも受け取れるやり方は紳士的ではないとの意見がありました。

執行部から、関係市町から合意を得られていない状況でこのような予算を計上したことは、天

草市としては、このまま関係市町との合意が得られない場合でも、一定の覚悟のようなものがあるのではないかと答弁がありました。

また、委員からは、天草空港利用促進協議会の席上、苓北町長から機体更新に係る負担等について反対はなかったものの積極的賛成でもなかったとの意見や、どの程度負担するのか、あるいは全く負担しないのかなど、限られた時間の中で本市の考えを示し、理解を求めていかなければならない。そのために、天草エアラインが経済に与える影響や、市民や観光客、物流でどのくらい利用されているかといった客観的なデータをもとに、本市のメリットについて分析する必要があるのではないかと意見がありました。

このような意見を受け、執行部から、機体購入の費用負担については、いずれにしても本市の裨益について検討を行うことが先決で、その検討に当たっては関係団体から情報を収集するなどが必要であること。また、その検討結果次第で、関係団体と調整を図りつつ、負担割合の検討段階に進む必要があるとの答弁がありました。

以上が、天草エアラインの機体更新に係る状況についての執行部からの説明及びそれに関するやりとりの概要であります。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。

よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 質疑がなければ、委員長報告を終わります。

議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ、討論を終わります。

それでは、陳情第6号、谷地区生活排水路整備に関する陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

## 日程第2 経済建設常任委員長報告

### ○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）ほか1件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

### ○経済建設常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月16日に委員会を開き、全委員出席のもと、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告します。

議案審査について報告します。

まず、議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の所管部門について。

まず、経済振興部所管の農業費では、大維農道の測量設計委託料について質疑があり、執行部から、海水の浸食により一部の道路が崩壊するおそれがあるため、改修工事を行うための設計委託料を計上しましたとの答弁がありました。

また、上東排水機場、米山排水機場の修繕費について質疑があり、執行部から、排水機場のモーターの故障による修繕費の計上であり、本来ならば、急を要するので予備費で対応するのが妥当ですが、修理に3カ月程度要するため、補正予算で対応させていただくものととの答弁があり、委員から、修繕計画があったと思うが、今回のように補正予算を計上しては、計画を組んだ意味がないのではとの質疑に、執行部から、排水機場のモーター故障という不測の事態に対処するものであり、大雨や台風等による冠水被害を防止するためです。今後は、機器の点検を強化し、修繕計画に基づき実行しますとの答弁がありました。

同じく農業費の生産総合事業補助金の内容について質疑があり、執行部から、今回の補正予算は、総事業費の1割、1,081万6,000円を市の補助金として計上しました。事業内容は、JAあまくさが行う耐候性リースハウスの建設で、対象となる農家は3戸ですとの答弁があり、委員から、耐候性ハウスは風に強いことから希望される農家も多いと思うので、今後も国の補助金等を活用して積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、商工費の若者基幹人材Uターン・Iターン発掘育成事業の事業計画について質疑があり、執行部から、6月25日から委託業者をコンペ方式で公募を開始し、企画提案書の締め切りを7月16日としております。8月1日から、地元の観光業を中心とした受け入れ業者と、雇用する15名の募集を行い、10月から半年間雇用する予定ですとの答弁があり、委員から、企業提案をもとに県の事業採択を受けたとのことだが、実質的に他の企業からの応募は無理ではないか。公募の際、提案した企業1社のみでの応募とはならないのかなどの質疑があり、執行部から、公平公正を確保するため、約20日間の期間を設けて、市のホームページ等を活用し、広く公募しますとの答弁がありました。

また、委員から、地元企業人材コンサルティング事業とこの事業の関係はどの質疑があり、執行部から、Uターン・Iターン事業で雇用した15名のスキルアップのため、地元企業人材コンサルティングで雇用した1名が15名を雇い入れた社に赴き、指導するところでの答弁がありました。

また、オリーブ・ナマコセミナー委託料では、昨年の事業成果について質疑があり、執行部から、昨年度の実績では、オリーブを1,312本植樹し、地域おこし協力隊の方がメモリアルホールの売店でオリーブの加工商品を販売されています。ナマコについては、7,800匹を放流しましたとの答弁がありました。

同じく商工費の前島拠点用建物補償の予算の組み替え及び内訳について質疑があり、執行部から、当初予算に用地購入費と補償費を合わせた額を公有財産購入費に計上していたため、補償費分を組み替えました。補償費の内容については、建物移転料7,300万円、動産移転料150万円、移転雑費補償800万円、営業休止補償350万円ですとの答弁がありました。

委員から、総事業費の説明で、今回の金額は減額されているがその理由はどの質疑に、執行部から、12月に示した金額は国への社会資本総合整備交付金の計画申請金額で、今回の金額は、国の精査を受け事業認定された金額となり、4,000万円程度減額となっていますとの答弁がありました。委員から、執行部へは、地元への説明が足りないなどの批判があったことから、地元説明会では誠意を持って取り組んでいただき、今後の事業執行に当たっては、地域住民も含めた市全体の事業として取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上が、経済振興部所管の審査の結果であります。

次に、建設部所管の審査について報告いたします。

道路橋梁費の工事請負費の減額理由について質疑があり、執行部から、当初予算では、国に申請した事業費を予算計上していましたが、社会資本整備総合交付金の減額内示により、今回の補正予算計上となりましたとの説明がありました。

次に、港湾費の江樋戸港区の改修工事について、関係機関との協議は行ったのかとの質疑があり、執行部から、本年度の工事で、現在の湯島船の発着場付近を行うため、運輸局と協議を行った結果、臨時の発着場は設置せず、旧漁協江樋戸支所前をしゅんせつし、新たな発着場として申請を行いましたとの答弁があり、委員から、工事の進捗がおくれていると聞いたが、事前に漁業関係者や関係機関に説明し協議を行ったのかとの質疑に、執行部から、地元住民や関係者との協議が足りなかったと思います。今後の事業に対しましては、地元協議を早目を実施し、了解をいただきますとの答弁があり、委員から、大道港区の例があることから、今回の江樋戸港区は、変更契約を行った場合でも年度内に完了するのかとの質疑に、執行部から、変更契約を行った場合でも、年度内完了の予定で実施していきますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっています陳情第5号、大手原区の市道の舗装についての陳情書では、前

回の委員会での継続審査となった理由である、舗装が傷んでいる箇所への補修は行うが、他の市道にも危険箇所が多数あるため、優先順位を決めて実施することを説明し、協議を行ったのかとの質疑があり、執行部から、継続審査となった理由と執行部の方針を説明したところ、危険箇所の補修は了解されましたが、陳情箇所全線の舗装を希望されましたとの答弁がありました。

これを受けて委員から、危険箇所の舗装は必要だが、全線舗装となると、他の市道にも危険箇所が多数あり、優先順位を決めて実施するという委員会の方針に合致しないのではなどの意見があり、委員会として執行部に対し、委員会の方針を再度説明していただき、限られた予算を有効に活用するため、しっかり優先順位をつけて住民の安心・安全のため取り組んでいただきたいと思います。要請しました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、危険箇所の舗装は必要だが、全線の舗装を希望されていることから不採択とすることに決定いたしました。

なお、陳情提出者への審査結果通知には、委員会としての危険箇所の補修は行う旨の意見があったことを付して送付することといたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。

よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

次に、執行部からの報告事項がありました。

まず、平成25年8月22日提出された、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書に関する交通量調査について、執行部から、北部農道の開通が12月に延期となりましたので、開通後に陳情箇所の交通量を調査し報告いたしますとの報告がありました。

次に、前島地区総合開発事業に係る用地取得について、執行部から、ヤマハパールマリーナの用地購入については、当初、本年12月の引き渡しを想定していたが、熊本ヤマハから9月末を目途に引き渡したいとの申し出がありました。この申し出を受け、船舶の移設に1カ月間で完了する確証がなく、全ての移設が完了するまで三、四カ月間程度移設期間が見込まれること。また、交渉において、今回の機会を逃すと状況が変わる事が想定される。以上のことを鑑み、熊本ヤマハの意向を考慮し、市の対応を協議した結果、今市議会に議案を上程することになりましたとの報告がありました。

委員から、この件で、住民に対しどのように説明を行うのか。道路の件で地元への説明が足りなかったとの声があるが、今回の件を急に地元で説明すると、住民を逆なですることにならないかななどの質疑があり、執行部から、用地取得の件は、地区住民説明会を開催しないまま、6月議会への上程は困難であるものと判断し、本会への上程を見送っていたところです。今回、熊本ヤマハから9月末に引き渡したい旨の申し出があり、検討した結果、今議会での上程をお願いしたところです。地区住民への説明は、跡地の利用も含めて慎重に対処し、地元の意見を伺いながら、了解を得られるよう努めますとの説明がありました。

なお、委員から、本件については、執行部において、本会議や地区説明会において、しっかりと説明や答弁をお願いするとの意見や、本市発展の浮揚策につながるものであり、上天草市

全体が潤うような仕組みづくりを検討する必要があるとの意見がありました。

また、委員から、現行の棧橋について、広く皆さんが利用できるよう検討できないかとの意見があり、執行部から、棧橋については、今後、さらに調査し、その調査内容について、委員会に報告しますとの答弁がありました。

次に、樋島漁協損失補償金の回収状況の報告について、執行部から、損失補償の債務者は2名で、1名は返済済みです。もう1名は自己破産されているため、連帯保証人の3名に対し回収を行っています。そのうち1名から15万円の入金があり、回収額は193万2,665円、現在の残債額は3,654万9,635円となっています。また、樋島漁協関係の理事の分については、平成24年度末までに完了されています。もう1名については、年120万円が入金されており、現在まで360万円が入金済みで、残額は640万円となっています。今後も連帯保証人の3名に対し、内容証明郵便による請求を行うとともに、個別面談による回収に努めますとの報告があり、委員から、全額回収に向け、粘り強く頑張る回収していただきたいとの意見がありました。

次に、スパ・タラソ天草の備品の取り扱いについて、報告がありました。

執行部から、当初、旧指定管理者から47品目の備品を市が買い取る予定でしたが、施設の運営上必要と思われる28品目を買い取り、現在登録している52品目と合わせた80品目について備品管理シールを張って貸与し、適正な管理を指示しました。

また、施設の修理については、管理業務マニュアルに基づき、修理箇所一覧を作成し、優先順位をつけて取り組みます。

事業については、協定書に基づき、定期的な協議や報告書の提出を求め、事業計画に沿った事業が行われているかなど、チェック機能の強化に努め、スパ・タラソ天草が市の健康・福祉・観光の拠点となるよう、今後とも取り組んでまいりますとの報告がありました。

委員から、事業のチェックはどのように行うのかとの質疑に、執行部から、年次の計画書に地域資源の活用や入り込み客数などの目標の記載があり、それをもとに計画に沿って事業が行われているかをチェックしますとの答弁がありました。

以上が報告事項であります。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

6番、宮下君。

**○6番（宮下 昌子君）** 確認ですけれども、陳情の件で、危険箇所の区域の修理はするということの確認ですが、それはしますということでのいいのですかね。

**○議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

**○経済建設常任委員長（園田 一博君）** おっしゃったとおりです。危険箇所は修理をします。全線の要望でしたので、全線については、これくらいはまだ我慢してもらわないかというものが半分程度あったかなと思っております。

各委員から、ほかの市道にはもっとひどいところがあると。そういうことで、限られた予算ですから、危険箇所をとにかく優先的にやっ払いこうということです。そして、大手原地区については、もちろんひどいところはします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ委員長報告を終わります。

議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、陳情第5号、大手原区の市道の舗装についての陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。本件は各委員長報告のとおり不採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第46号、上天草市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第46号、上天草市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であり、委員会で慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり

り可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）については、健康福祉部所管について、委員より、保育士嘱託職員報酬1名の追加について伺いたいとの質疑があり、執行部より、当初予算の編成時に予定していなかった職員の退職により、その1名分を嘱託職員で補うため補正を行ったとの説明がありました。

委員より、来年度も同じような形で運営するのかとの質疑があり、執行部より、正規職員の採用を人事部局にお願いしつつ、不足する分については嘱託の保育士で対応する予定であるとの答弁でありました。

次に、教育部所管について、委員より、ボランティア活動事業委託料の減額理由について伺いたいとの質疑があり、執行部より、例年、ボランティア支援活動として社協に委託している業務の中で、学校からの要請や相談を受け、ボランティアを派遣する地域コーディネーターの業務を、今回、県の補助事業である学校・家庭・地域連携推進事業委託料に振りかえたため減額した。今後、この事業を全地域に広げるよう取り組んでまいりますとの答弁がありました。

委員より、この事業にかかわった際に、子供たちだけではなく地域の高齢者の方にとってもよい事業だと実感したが、コーディネーターの仕事は重要であり、また大変である。来年度はもう少し予算を増額し、力を入れていただきたいとの意見があり、執行部より、今年度は活動量等について把握し、その実績をもとに来年度に活かしてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、委員より、この事業について、よい事業だと思われる。減額補正とならないよう事業計画書の策定をしていただきたいとの意見がありました。

また、委員より、伝統文化活性化補助事業について、団体の数等について伺いたいとの質疑があり、執行部より、伝統文化継承基金条例というものがあり、条例に記載されている団体は14団体。そのうち、現在、活動しているのが12団体である。記載されている団体以外でも、伝統芸能はあると思われるので、仮称ではあるが伝統文化活性化委員会を立ち上げ、調査し取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

委員より、活性化委員会の人数やメンバーはどういう方を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、まだ具体的には決まっていないが、学識経験者2名、一般の委員6名、合計8人を考えているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、番号制度の導入に伴う国民健康保険関連システムの改修に必要な経費の計上であり、委員会で慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第49号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）についても、番号制度の導入に伴う介護保険事業システムの改修に必要な経費の計上であり、委員会で慎重に

審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第50号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、番号制度の導入に伴う後期高齢者医療関連システムの改修に必要な経費の計上であり、委員会で慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告申し上げます。

最後に、看護学校建設の進捗状況と財源の変更について御報告いたします。

執行部より、まず、進捗状況について報告があり、5月下旬に旧大道小学校の改修設計と看護学校解体設計、地質調査の3件の入札が済み、6月上旬に看護学校本体の設計の入札が行われ業者が決定し、現在設計中であるとのことでした。

財源の変更については、昨年12月の全員協議会において、過疎債と病院企業債を2分の1ずつ併用するとの説明を行い、過疎債については、県の市町村財政課の見解は該当するとのことだった。しかし、九州財務局から総務省自治財政局に問い合わせたところ、診療施設は該当するが、看護学校は前例がないため該当しないのではないかとの見解で、現在、回答を待っており、現時点では確定していないが、合併特例債と病院企業債で申請を行っている状況である。合併特例債は事業費の4分の1しか充てることができないため、病院企業債が4分の3となり、過疎債と病院企業債の併用に比べ、交付税算入額が15年間で約1億8,000万円減少することとなる。償還に関しては、平成28年度から利息の償還、平成33年度からは元金と利息の償還となる。

また、建設設計や工事費等にもよるが、受益者負担の観点から、授業料と学生寮費については、学生の募集や確保、県内や九州管内の看護学校の状況を踏まえ、値上げについて検討してまいりますとの説明がありました。

委員より、計画段階で過疎債の利用については確認がとれていたのかとの質疑があり、執行部より、県には事前協議を行い、当初、該当するとの回答だった。現在も問い合わせをしているが、返答がないため厳しい状況ではないかとの説明がありました。

また、委員より、合併特例債を利用することによって、学生の授業料が上がるような説明だったが、今後、入学する学生に負担がかかるのではないか。また、入学する学生が減る可能性もあるが、その辺はどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、合併特例債と病院企業債の併用で入学金、授業料等を試算した場合、それでも県内では安いほうであり、試算のとおりであれば、学生の確保には支障がないと思われるとの説明がありました。

このことから委員より、一度、全員協議会での説明が必要ではないかとの意見がありましたが、委員会では、財政計画自体が変わってくるため、まず、病院と財政課で協議を行った後、必要ならば議会運営委員会に諮り、全員協議会で説明したほうがいいのではないかとの結論に至りました。

た。

以上が、看護学校建設の進捗状況と財源の変更についての報告です。

これで、文教厚生常任委員長報告を終わります。

よろしく御審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 1点、お尋ねをいたします。今、最後の部分で病院について非常に長く説明されて、私もちょっとわかりづらい部分があったのですが、基本的に全員協議会の中において、病院関係者の方たちが我々に説明をされました。いろいろと建設に当たっての事業費、あるいは今後の計画性についてですね。その財政部分が、過疎債とかの部分で、当初の我々への説明と内容が食い違って来たということではないでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） 全くそのとおりでございます。そういうことで、先ほど申し上げましたように、全員協議会での説明が必要ではないかというような意見がほとんどでございました。

そうしたことで、これから財政計画自体が変わってくるために、まず病院と財政課で協議を行った後、必要であれば議会運営委員会を諮って、全員協議会でまた説明をしたほうがいいのではないかという結論に達したところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） そのように全員協議会で説明されたことと内容が違って来たので、委員会のほうで説明を求めているということでもありますので、今後、その説明をまた我々も聞きたいと思いますが、事業がもう開始され、事業者も決定されているということでもあります、その部分について、今後の計画自体がまた見直しというふうに捉えてよろしいのでしょうか、借入れの部分については。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） 委員会の中でもそういう心配の声が多々ありました。

そういうことで、病院事務部長の話では、今後、財政課のほうと話し合いを行って、その旨を皆さん方に御報告申し上げたいというような結論でございました。

委員会後、今、12番議員のおっしゃられたように、当初、我々に示された計画と現在が財源面において非常に変わっていると。そういうことだから、工事のほうはもう進めておられますが、1億8,000万円という差額に過疎債と合併特例債の違いがありますので、そういうことを踏まえて、またもう一回、全員協議会の中でも説明をいただきたいということでもございましたので、私どももそのように進めていきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、委員長報告を終わります。

議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第46号、上天草市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第48号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時10分

日程第4 議案第47号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第4、議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論をいたします。

前島地区開発予算の一部、8,600万円が公有財産購入費から補償、補填及び賠償金への組み替えとなっておりますけれども、この民有地取得費については、当初予算においても私は反対をしております。今回承認することは民有地取得を認めてしまうことにもなりますので、この予算については反対をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

議案第47号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は可決です。各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第5 議案第51号 財産の取得について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、議案第51号、財産の取得についてを議題といたします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 追加議案書をお開きいただきたく存じます。1ページをお願いいたします。

議案第51号、財産の取得について説明いたします。

前島地区総合開発事業に係る財産を取得するものでございます。財産の取得については、議会の議決を経る必要がありますので、本議会に提案するものであります。

詳しい内容につきましては、所管部長から説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いします。

議案第51号、財産の取得について御説明いたします。

前島地区総合開発事業に係る財産の取得については、平成26年度当初予算に前島拠点用民有地取得費として予算を計上し、議会の御承認を得たところでございます。その後、熊本ヤマハと用地交渉を行い、6月19日に土地売買の仮契約書を締結したところでございます。

財産の詳細につきましては、議案説明書に記載のとおり、上天草市松島町合津字北前島6215番17、6、034.42平方メートルを8,689万5,648円で旭洋産業株式会社から取得し、上天草市松島町合津北前島6215番23、490.30平方メートルを706万320円で熊本ヤマハ株式会社から取得するものでございます。いずれも平方メートル当たりの単価は、1万4,400円となっております。

提案理由といたしましては、本財産を取得するためには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について、質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 先ほど、経済建設常任委員長の報告の中でもありましたけれども、もうちょっと詳しく執行部のほうから説明していただきたいのですが、今回、急いで最終日に提案された理由と、先ほどの報告の中で、急いだというのは、市にとっても何か不利益なことがあるようなことで報告されたことだったと思うのですけれども、その辺のことをもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 熊本ヤマハの土地購入につきましては、委員長より報告がありましたとおり、予算を6月議会に上程しまして、12月までに購入の引き渡しをということで計画していたところでございます。6月議会に上程する5月の中旬時点では、地域説明会も

開催されていなかったということで、今回見送っていたものでございますけれども、先日、6月に入りまして、熊本ヤマハのほうから正式に、9月までには引き渡しを完了したいので契約をとということで申し出がありました。ということで、今回、仮契約を上程させていただいたところでございます。

その理由といたしましては、これは熊本ヤマハの今後の計画があつてのことだと思っておりますので、正式に申し出があつた以上は、それに対応すべきものと判断して、今回、上程させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 当初、今議会に上げられなかった理由に、地域説明会もまだないからということも理由の一つになっていたのですけれども、まだそれもしておられないと思いますが、されたんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） この件に関しましては、5月23日に全体の地域説明会を開催させていただいた折に、一応、そこら辺のところまでは説明はしておりますけれども。土地購入についてですね。ただ、6月議会に上程する段階、5月の十何日だったかと思うのですけれども、その時点ではまだ地域説明会を開催していなかったということで、議会の当初のほうに議案として上程することは見送っていたということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） その5月23日の地域説明会の折には、地域の方々からの御意見とかいうのは、何もなかったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） この前島全体についての道路であつたり、全体の、ヤマハの土地購入の跡地ということで、いろいろな意見が出されましたけれども、それにつきましても、今後、当然、現段階で地域住民の理解が得られているとか得られていないとかという判断ではなく、執行部としては、今から鋭意地元の人であつたり、企業であつたり、説明させていただく中で御理解をいただければと思っております。

以上です。

○6番（宮下 昌子君） 地域の声はどんなものでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 地域の、ヤマハの購入に関する声ということでしょう。その意見はどういったものがあつたかということですね。

○経済振興部長（川端 義孝君） 個別の意見ということなんですけれども、いろいろ――。悪いとかいいとか、いろいろと話は出ました。ただ、その中で、そこの開発をするのは何をするんだとかいう話も出ましたけれども、執行部といたしましては、いろいろな意見を総合的に踏まえて、当然説明していく責任はあると思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はありませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） まず、6月議会当初から上程ができなかったというのは、最後の最後になってこういう判断をしなければならないというのは、議会に議案を提出する上で、もう少し配慮をしていただきたいということを要望したいと思いますが、まず、先ほど宮下議員から質疑があつておりましたけれども、地域説明会の中では、このヤマハ用地を取得するよりも道路を先行してくれというふうな話で、安全・安心な道路をつくってくれという要望だったかと思ひます。その中で、そちらを先行していただきたいということで、道路の用地交渉はもう大まか進んだのか。なぜ道路よりも先にこのヤマハ用地を取得するに至ったのか。先ほど、ヤマハの利益というか、企業のそういった有益を考えて、今回上程するに至ったということですが、それでは地元前島地区の要望はさておいてこういった上程になるのではないかと思ひますが、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 用地につきましては、今後、道路の線形も変わりましたので、測量しながら進めていくものだと思つております。

あと、用地購入よりも道路のほうは先にしなくていいのかということなんですけれども、このヤマハの土地購入につきましては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置づけられているものでございまして、それをもって当初予算に計上させていただいたところでございます。基幹ということですので、実際、ここの事業が行われないと、補助金の算定にも影響してくるのかなと思つております。当然、道路のほうを先にとというのが一番いい方法でありますけれども、そこにつきましても、今後、住民の方々の理解を得ながら進めていくものと、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから、この時期に上程しましたことにつきましては、本当に申しわけなく思つているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 今の答弁でいきますと、予算とヤマハの意向を重視して、地域は後回しというふうな、今後、理解を求めればいいのかというふうなことですけれども、そういうことで、今後、地域の方々に道路の用地交渉で理解が得られるのか、私は疑問であります。

そういったところも踏まえて、今回6月議会に上程しなければいけないのならば、地域の説明会をもう少し早くするとか、そして理解を得られた上でヤマハ用地取得の上程をお願いしたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 実際、この時期になりましたことにつきましては本当に申しわけなく思つております。当然、地域の方々にいろいろな御迷惑等をおかけしておりますので、

今後、十分、地域の方々と接していく中で御協力をいただきたいというふうに考えております。  
以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私は、この議案に対しては反対の討論をいたします。

今、説明は受けましたけれども、急ぐ理由と、また、当初予定どおりに進めることでどれだけのデメリットが市にあるのか、そういうこともよくわかりません。もともと、大きなお金をかけて民有地を取得するというので、観光にとってどれだけの大きな効果があらわれるのかということにも私自身は疑問を持っております。変更、変更でなぜこんなに急がれるのかということも納得できませんので、この議案に対しては反対いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

14番、桑原君。

○14番（桑原 千知君） この案件については、私はこの議場に座っていて物すごく違和感を感じる部分があります。と申しますのは、松島の地元の議員からいろいろな話が出る部分に対して、ちょっと私の考え方からすればずれているのではなかろうかと思う部分がたくさんあります。

実際、これだけの大きな事業をする上において、地元が反対するならば、私自身は、市長、もうほかのところに予算をやらんですかというような気持ちになるような状況で、ちょっと違和感を感じております。

やはり我々は、議員として、それぞれ付託を受けた立場の中で、頭から否定するような形であれば別として、仕事自体を、事業自体をしていくという前向きの中で大半の人がおられる部分で、議員自体が説明する部分を持って方向づけをするのも一つの方法と思うわけですよ。そうしなければ、やはり内容的な部分については、ここでいろいろ議論する上においては、我々が勉強する中で、我々の感覚で説明をする機会をとったときに、また違うと思うんですよ。その辺を十分説明した中でこうですよという反対であれば別として、これだけの事業をした中で、少なくとも観光に重点を置いている上天草市の基本的な方針を考えたとき、この事業は当然すべきということでございます。しかしながら、今、出ておりますけれども、地元の人たちへの説明責任というのは、はたから見ているとちょっと足りない部分があったと思いますけれども、そこはまた、今、部長が申されましたように、今後、丁寧に説明をしていただいて、理解をするような形で実現するようにしていただければ、上天草市のためになるという思いでございますので、この原案については賛成いたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（堀江 隆臣君） 反対討論はございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、議案第51号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 追加議案書の2ページをお願いしたいと存じます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものであります。

今回意見を求める候補者は3人ございます。

まず、一人目の方ですが、氏名、荒田由美。

住所、上天草市龍ヶ岳町高戸903番地44。

生年月日は昭和22年11月5日です。

荒田氏は、龍ヶ岳町高戸地区の婦人会副会長、同婦人会会長を務められ、地域の女性リーダー的存在として活躍されております。

また、平成21年4月から、2年間上天草市立龍ヶ岳中学校評議員を務められ、平成23年10月からは人権擁護委員として、地域の相談役として活動されております。広く社会の実情に通じておられ、人格識見も高く適任者ということで推薦させていただきます。

次に、二人目の方です。

氏名、村上寛。

住所、上天草市龍ヶ岳町大道1767番地。

生年月日は昭和43年9月3日です。

村上氏は、平成22年から保護司として活動されており、安心・安全な地域づくりに御尽力されております。

また、僧侶という職業柄、地域の相談役として住民の信頼も厚い方です。長年、地元消防団員として活動されており、広く社会の実情に通じておられ、人格識見も高く適任者ということで推薦させていただきます。

最後に、三人目の方です。

氏名、森本輝美。

住所、上天草市姫戸町姫浦3055番地103。

生年月日は昭和28年12月27日です。

森本氏は、昭和52年に現在の上天草市立上天草総合病院に入職され、36年という長きにわたり地域医療の発展に御尽力されてきました。在職中には、看護師長、看護副部長などを務められるなど、周囲の信頼も厚く、広く社会の実情に通じておられ、人格識見も高く適任者ということで推薦させていただきます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございますので、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければこれで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ討論を終わります。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議がない旨答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、本件は異議がない旨答申することに決定いたしました。

---

日程第7 同意第3号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、日程第7、同意第3号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 追加議案書の3ページをお願いします。

同意第3号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたしま

す。

次の者を教育委員として選任したいので、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

同意を求める者は、氏名、田中久美子。

住所、上天草市龍ヶ岳町高戸3480番地。

生年月日、昭和30年11月21日。

任期につきましては、平成26年7月2日から平成30年7月1日まででございます。

経歴につきましては、田中氏は天草郡苓北町の出身で、同町の小中学校を卒業し、市外の高校へと進学されております。昭和63年度から平成元年度まで、高戸小学校PTA母親代表として、また、平成17年度から平成18年度まで龍ヶ岳中学校PTA副会長として、PTA活動に携わってこられました。平成20年度から平成24年度まで2期4年間、上天草市社会教育委員として、県内で開催される各種大会や研究会等へ積極的に参加していただき、本市の社会教育行政に関して多くの建設的意見を賜ってきております。現在は、平成18年から高戸地区公民館運営委員を、また、平成23年6月からは、龍ヶ岳町更生保護女性会会長及び熊本県更生保護女性連盟常任理事として御活躍いただいております。

以上のように、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に努められております。人物、経験など適任であると判断し、今回、上程させていただいたところであります。

提案理由といたしましては、教育委員の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がございますので、御審議いただきまして御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** なければ討論を終わります。

それでは、同意第3号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、同意することに決定いたしました。

---

日程第8 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員長報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、日程第8、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査

特別委員長報告。

平成26年第3回臨時会において、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会に付託しておりました案件について、委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

特別委員長、津留和子君。

**○コンプライアンス調査特別委員長（津留 和子君）** それでは、本特別委員会に付託されました案件につきましては、調査を完了し、議長への報告を行いましたので、まずもって御報告申し上げます。

平成26年3月25日、公共事業発注に関し、本市職員が逮捕され、本市行政に対する信頼が極めて損なわれる事態となりました。行政監視という立場にある私ども上天草市議会といたしまして、同年4月23日に開催された市議会臨時会において、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会を設置し、以降、特別委員会3回、小委員会4回を開催いたしております。本特別委員会は、全議員18名で構成され、特別委員会内に6名の委員からなる小委員会を設置し、入札制度及び契約事務コンプライアンスの徹底についての調査と協議を行ってまいりました。

今回のような事件の再発防止を目的として、組織及び個人のコンプライアンスの現状、服務規程に関する例規、公共事業に関する入札方法、契約事務の現状についてなど11項目の調査事項について、さまざまな観点から調査と協議を重ねてまいりました。その調査結果や、委員の皆様からの意見をもとに、5項目の再発防止対策の提言をまとめております。特別委員会としての報告書は、冒頭に述べましたとおり、去る6月9日に議長へ提出させていただきました。

委員の皆様には、長期にわたり熱心に調査・協議を行っていただき、大変お疲れさまでした。今後は、執行部からの報告を受けるまで、特別委員会を継続したいと思います。

6月6日の特別委員会で決定をし、本日の本会議で提案をいたします公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議につきましては、今後、再発防止のための対策が実施され、組織、職員のコンプライアンスの向上が図られることを求めて提出するものでございます。二元代表制の一翼を担う議会として、その役割、果たすべき使命に基づいて、引き続き注視してまいりたいと思います。

皆様御承知のとおり、議会は行政に対する監視の機能を有しております。市当局におかれましても、市議会からの提言を参考としていただき、入札・契約制度の分析及び改善策等の検討を行い、組織及び個人のコンプライアンスの徹底が図られることをここに強く要望し、委員長報告いたします。

最後に、委員会におきましては、活発に御議論いただき、貴重な御意見を賜りましたことに、委員長として感謝を申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これで委員長報告を終わります。

---

日程第9 発議第1号 公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第9、発議第1号、公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特別委員長、津留和子君。

○コンプライアンス調査特別委員長（津留 和子君） それでは、引き続き、ただいまの報告に関します決議の提出に移らせていただきます。

発議第1号、公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月23日提出。

上天草市議会公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会委員長、津留和子。

上天草市議会議長、堀江隆臣様。

提案理由といたしまして、公共事業発注に関し本市元職員が逮捕され、本市行政に対する信頼が極めて損なわれる事態となっている。市民の負託を受けた市議会として、市長に対し、再発防止のための提言を行う。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第10 発議第2号 収賄事件真相究明特別委員会の設置について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第10、発議第2号、収賄事件真相究明特別委員会の設置

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宅靖司君。

○11番（新宅 靖司君） おはようございます。

発議第2号、収賄事件真相究明特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

発議者は私で、賛成議員が上天草市議会議員島田光久、同じく田中辰夫、同じく宮下昌子です。特別委員会の設置についての要件を申し上げます。

1、調査事項。

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

①元建設部長がかかわる収賄事件の真相究明に関する事項。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条及び上天草市議会委員会条例第6条の規定により委員18人からなる収賄事件真相究明特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

調査権限として、上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものとするということです。

提案理由の説明を行いたいと思います。

大道港浮き棧橋にかかわる収賄事件について、6月16日に第1回公判が行われ、元建設部長本人も起訴内容を認め、検察は、懲役1年、追徴金60万円を求刑いたしました。

公判の中で、大道港浮き棧橋整備工事の指名競争入札で便宜を図る見返りに現金60万円を無利息無担保で借り受けたこと、低価格で入札しそうな2社を指名から外したことが明らかになりました。

借り入れ総額は5回で210万円となっており、また、吉田組以外の別の業者からも150万円を借りたことも明らかになりました。さらに、業者からの飲食の接待やお中元お歳暮の受け取りが日常的に行われていたこと、他の職員も同じことをやっていたのでそれほど気にならなかった、とも供述しております。

収賄事件が、大道港浮き棧橋工事だけではなく、倉江浄水場工事にも絡んでいることも明らかになりました。さらに疑惑は深まっています。構造的なものはなかったのか、明らかにする必要があります。

今回の事件では副市長の辞任もあり、市民からは、これで終わってしまうのか、もっと明らかにしなければ同じことが起きる、との声も聞きます。

市議会としても、元建設部長が逮捕・起訴された後、コンプライアンス調査特別委員会を設置

され、先ほど、再発防止のための提言の提出が行われて、可決されました。我々は司法や警察ではないという執行部の言いわけは通じません。市民の市政に対する不信感は強まっております。

元建設部長が起訴内容を認めた以上、議会としても、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会など調査・究明する場を設けて、真相究明に向けて委員会を設置し、元建設部長がかかわる収賄事件の説明など、真相究明のために、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置することを求める。

これが、この議案を提出する理由であります。

よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 本件について質疑はございませんか。

8番、高橋君。

**○8番（高橋 健君）** 2点ほどお伺いいたします。百条委員会というふうな形になったときに、ちょっと勉強したのですけれども。

先ほどコンプライアンス調査特別委員会の議決がされました。コンプライアンス調査特別委員会は、言うなれば再発防止のためのことを議会から提案すると。百条委員会ということは、真相を究明するという言葉がよく使われておりますけれども、では、真相も究明していないまま、我々18人は再発防止の委員会を開いて議決したのかなど。何かこれは今なのかなというのを特に思います。もし、こういうものを提案されるのであれば、本来なら、百条委員会を先にやってコンプライアンス調査特別委員会だったのではないかなということが1点。

もう1点が、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、真相究明ということになったときに、百条委員会ではいろいろな証人喚問とか書類の提出だとか、そういうものが請求できると勉強しております。そういった中で、提案された方々の中で、真相となっているのですけれども、我々は新聞でしか真相を知る手段を持ちません。提案される4人の方々は、まだほかにも真相を裏づけする何かを持っていらっしゃるのか。当然、百条委員会を設置して証人喚問、書類提出をしていただいたのであれば、もし仮に何もなかった場合には、我々議会の責任というものは非常に大きいものがあるのではないかなど。

これは私が判断する上で、そういうものがちゃんと、しっかりしたものがあるのかということをお伺いしたい。

**○議長（堀江 隆臣君）** 新宅君。

**○11番（新宅 靖司君）** まず、百条委員会をなぜ今設置するのかということですが、一般質問あたりでも、再三執行部に対しては真相を究明していただきたいということを申し入れてきました。しかしながら、きょう、市長から冒頭に説明もありましたけれども、今まで、捜査の段階の中で、なかなか調査はできないという答弁の中で、今回の事件は、大道港浮き桟橋にかかわる個人的な事件だという執行部の答弁でもありました。

そういう中で、この前の裁判の冒頭陳述あたりをしてみると、元建設部長が監理課長の時代からそういうことが行われていたということです。それは、倉江浄水場の第1回目の指名のとき

からです。さらに、彼は水道局長に移り、その中で飲食接待を受けながら2業者を外すと。その2業者も実名で供述はされておりますけれども、そういった中で、構造的であると私は判断しております。検察のほうも、これは悪質であると。結局、指名権を盾に、今まで数回となくそういったことをやっている。熊本の飲み屋などで接待を受け、そしてホテルに泊まり、盆暮れにはお歳暮お中元をもらう。最初は、そうした盆暮れのお中元等から始まったんだろうと思います。

先ほど、市長は、当市ではないというふうな言い方もされましたけれども、吉田被告は、ほかの部長・課長あたりにもやりましたというふうな供述も行われております。そして、最終的に何回も金を要求し、建設部長のもとで、今回こういった事件が起きたということです。これを、指名委員会が何も気づかなかったという表現もありましたけれども、1回であれば、私も気づかなかったで済むかなと思います。しかしながら、倉江浄水場に始まって、その間、数回入札を行うごとにお金を無心しております。こういうことをするのに悪気はなかったのかというか、気にならなかったのかという検察の質問に対して、ほかにもやっているからばれないだろうという供述も行っております。ということは、例えば上天草市の人事であれば、当然前任者の業務引き継ぎを行います。やはり、これは悪しき慣例じゃないかなと思います。やはり、そういったところも含めて正していかなければ――。確かに、コンプライアンス調査特別委員会を設置して、今からの方向性はそれでいいんです。ただ、汚いところを拭って化粧をしても、いつかまた剥げたときには汚いところは残っているんですよ。顔の汚いところを拭って、コンプライアンスで化粧をしても、根本的には残っているんです。

こういった改革を行うときには、うみを出し尽くして、そしてコンプライアンスに行かなければいけないと私は思っています。ほかにも、相撲協会や柔道協会あたりでもいろいろな不祥事がありました。後から後からおかしいことが出てくるということでは、本当に行政としてみっともないと私は思っています。そういった意味を込めて、じゃあそれが出てくるかという、それは出てこないかもしれません。しかしながら、私は出てこないことを祈っております。この上天草市がそういった組織じゃないと信じております。しかしながら、こういった事件が起きたからには、きちんとうみを出し尽くして新たな出発をしないと、市民からは信頼されないと思っておりますので、今回の提案に至りました。

○議長（堀江 隆臣君） 15番、渡辺君。

○15番（渡辺 勝也君） 4名の方から百条委員会設置ということで出ておりますが、その根拠というものは、今、つぶさに説明があったわけですがけれども、この百条委員会というのは議会に与えられた特権であるわけなんです。かといって、この伝家の宝刀をむやみやたらに軽々しく使用できないという一面もあります。先ほど8番議員が言うように、本当にその裏づけ、根拠があるのかですね。百条委員会を設置する以上は、予算計上もしなくてはなりません。そこらも踏まえた中で、この提案をなされておるのか。

そして、この公判で、司法の手で裁かれてきている中に、また議会の我々がというのいかなものかと。決して臭い物にふたをする意味で言うんではないですよ。それだったら、コンプラ

イアンス調査特別委員会も何も必要なかったわけなんですね。百条委員会で調査をして、そしてその後で、こういう方向で今後はやりますよというコンプライアンス調査特別委員会でよかったと私は思うわけなんです。決しておたくたちが出したことに対して反対の意味で言うわけではありません。

ただ、この百条委員会というものは、それだけに重いものが与えられてあるわけですから、確固たる根拠がないときにそういうことをやったとき、風評被害とか、あるいは、百条委員会は証人喚問で呼び出しもできますよ。そういうこともある中で、裏づけもないのにそれをやったときに、その結果を出し切れなかったときに、その責任は誰がとるのかと。また、そういう思い、義務、使命も百条委員会には与えてあるわけなんですね。心情的にはわかりますが、それだったら司法にいく前に十分裏づけ調査を我々でして、そして、しかるべきことをやってきているのであればいいですけども、司法の結果が出てから、今さらそういう百条委員会をするというのはいかがなものかなと。三権分立という中で、そこら辺も尊重しなくてはならないのではなかろうかと、私はそう思うわけです。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 確かに、今、渡辺議員が言われるとおりにかもしれません。しかしながら、今までそういった調査をするようにということで、執行部にも再三言っておりましたけれども、きちんとした調査がなされていないということは、私たち議会もそういったことをする、議会は議会の立場としてするべきではないかなと思っております。

議会は、執行部と両輪というか、いつもそういったふうに例えられますけれども、議会というのは、やはり執行部と同じ方向を向いて協力しながらやっていかなければならないところもありますが、ときには距離を保ちながら、執行部に対して、調査をしたり提言を行ったりということは大事だろうと思います。

何の不祥事でも同じですけども、きちんとした調査が行われなまま改革案を出しても、恐らく根っこに残るものは払拭できないのだろうと私は思っております。当然、委員会を設置すれば、予算も必要になります。それは当然のことでありまして、その予算より上天草市に与える影響というのは、得るものは大きいと、私は思っております。

ここで上天草市の行政に対して、また、議会に対しても、議会が余り執行部と近くなり過ぎればバランスが崩れてしまいます。適度な距離を保ちながら、提言を行っていくのが議会の本質ではないかなと思っておりますので、そここのところは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。

15番、渡辺君。

○15番（渡辺 勝也君） 今おっしゃることもわかるわけなんですね。当然その設置もしているんですよ。しかし、手順がずれて込んでしまっているし、それであるならば、事前にそういうことをしておかないと、今おっしゃるように予算、費用もかかりますよ。費用以上の問題が

出てくると言いますが、その問題があるのかということなんですね。それは、あくまでもちまたのうわさとか、あるいはそういう話の中で、軽率に百条委員会の設置というのはいかなるものかと思うからあえてこういう質問に至っているわけですがけれども、やはり、百条委員会を設置する以上は、それなりの裏づけを、確固たるものを持っておかないと、予算計上して調査費を使うわけですから、そこらは漠然としたものではいけないのではなかろうかと私は思うわけなんですね。こういうことがあるから調査費を計上するんだという、確固たるものがあってしかるべきであろうかと思えます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） うわさではなく、裁判の中で、楠本被告、吉田被告が検察の質問に対して答えたわけです。それで、盆暮れに物をもらいましたかと聞かれて、もらいましたと。それで、吉田被告には、では、ほかの部長や課長にはどうしましたかと聞かれて、品物を変えてそれぞれ見合うような物をやっておりますという供述がっております。

これはうわさではなくて、検察がいろいろ調査した中での言葉なんですよ。例えば、甲ら家で接待を受けて、3万数千円の領収書がありますと。そういったこともきちんと、裏づけの中での話なんですよ。そこら辺で、うわさ話で聞いてきた話じゃないんですよ。ここに、冒頭陳述などを書きとめたものがありますけれども、そういった内容を楠本被告は認めたということです。そうであるならば、調査すべきだろうと思えます。

そういうことで、今回の提案に至りました。

○議長（堀江 隆臣君） 15番、渡辺君。

○15番（渡辺 勝也君） 認めたとするならば、司法の手にかかっているわけなので、何でそれ以上のことができなかつたのかという部分ですよ。それは、明らかに法で定めた公判の中でそこまで認めたものを、何も沙汰なしという話でもないだろうと、我々凡人から見たときはそう思うわけなんですね。当然、司法にいつているのであれば司法で解決すべきじゃないかと。そこらはどういうふうに解釈していいのか、私も凡人だからわかりませんが、そこらが少し、こう――。何でしないのと、そこをわかっているのであればですよ。そこらがちょっとわかりにくいものですから。話としてはあつたかもしれませんが、実際、そういう贈収賄、現金の動かしじゃなくても、そういう実態があつているとすれば、それに附帯した事件ですから、そこでやるべきではないでしょうか。そこはどう考えられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） この裁判は楠本被告に対しての裁判でありまして、他の業者であるとか、今回の大道港浮き棧橋に絡む贈収賄事件として、今回は裁判が行われたわけです。ほかの案件については、その中で出てきただけであつて、それを検察が、盆暮れのいちいちそういったところまで調査するかというと、それは行政であり、議会がすべきであろうと思えます。

そして、そういう中で、指名委員会の中で手直しが行われたというのが20回ほどあつたとい

うことも供述しております。そういうことで、これは個人的な貸し借りとか、楠本被告本人だけでは考えにくいと私は思います。それをとめられなかった指名委員会も残念ですけれども、そういうことも含めて調査すべきだろうと私は思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

16番、田中勝毅君。

○16番（田中 勝毅君） 発議者の意見もよくわかるのですが、先ほどコンプライアンス調査特別委員長が、執行部からの回答を7月に受けて、それに対してまたこの特別委員会は継続をしたいという委員長報告がありました。

そうした中でございますので、百条委員会とコンプライアンス調査特別委員会を併行してやれるのか、そこら辺を発議者にお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） コンプライアンス調査特別委員会は今後の方針を見守りながら、委員会として設置をそのままに見守っていくということだったかと思います。そういう中で、調査権を持った委員会を設置しないと、きちっとしたものは出てこないと私は思います。コンプライアンス調査特別委員会の中でも、調査についてはここではできないんだという意見の委員の方もおられました。そうであるならば、きちっとそういった調査ができるような特別委員会を設置すべきだと私は思います。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○16番（田中 勝毅君） そうであれば、特別委員会を設置した意味というのも私は疑うわけでございます。特別委員会を18名の委員で構成して、そして委員会を設置したことでございますし、その前に小委員会も設置をして、意見を交わしたところでございます。今、発議者が言われるとおり、私どもも新聞を見てわからないところもございましたけれども、先ほどの特別委員長の報告も、私は尊重していいのではないかと考えております。執行部のほうから、コンプライアンス特別委員会に対して、改善策等を説明をするということでございますので、それを聞いて、私はいいのではないかと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 先ほどから8番議員、15番議員の質問に対する回答が、ああであった、こうであったというようなことが述べられておりますけれども、検察の取り調べ、または公判の中において、それは全てもう表に出ていることであって、それを踏まえた上で公判が決定しているということで、今に至っております。ですから、新宅議員の質問に対する返答は、今まで全て表に出されたことです。それを踏まえた上でこの発議をされているわけですが、提案理由を見てみると、収賄事件の解明など、真相究明のためにという理由づけをしておられますけれども、新宅議員、その真相というのはどのように考えておられるのか。または、百条委員会を設置することによって、どのような結果を期待しておられるのか。先ほどは何事もな

いということが何よりだという返事もありましたけれども、真相究明の真相というののはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 確かに、検察側の冒頭陳述、それから公判の供述の中からそういったことが出たということでありましたけれども、結局、そういった内容も含めて、なぜこういうことに至ったのか、それがわからないと思って。私は構造的だと思っています。個人的な問題であれば、確かに本人はもう退職もされましたし、もう何もないのかなと思います。しかしながら、楠本被告の供述によると、ほかにもやっている人がいるとか、だから余り気にならなかったとか――。そういったことも含めて、今後、この事件がなぜ起こったのかを、まず原因を究明しなければ、コンプライアンスに行けないのではないかと私は思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、発議第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立少数です。よって本件は否決されました。

---

#### 日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題いたします。

各委員長から、お手元に配付してありますとおり、所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第3回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時13分